

災害復興住宅融資等に関する確認書の記載方法 (補修等)

「災害復興住宅融資等に関する確認書(補修等)」(以下「確認書」といいます。)は、本書を参考に記載してください。以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合(該当しない場合を含みます。)は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。なお、確認書の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、当該住宅は融資の対象となりませんのでご了承ください。

【工事請負業者記入欄】本件の住宅について、工事が完了したことに相違ありません。

工事請負業者の社名 カブシキガイシャ マルマルコムテン
(フリガナ) 株式会社 ○○工務店

*複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者が記名・押印してください。

○工務店 印

<工事完了の報告>
下表の内容を確認し、1または2のいずれかにチェックを入れて届け出てください(記入の際は記載方法をご参照ください)。

番号	チェック欄	報告内容	提出書類 (写真は裏面に貼り付けてください。)	金融機関 使用欄
1	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が不要な場合) 提出した写真により工事が完了したことを届け出ます。 *整地資金または引当移転資金の融資を受ける場合 *整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	補修工事の実施前・実施後の写真 ※整地資金の融資のみをご利用の場合は、 整地工事実施前後の写真	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	(建築基準法に基づく建築確認が必要な場合) ・借入申込みを行った住宅の検査済証を提出します。 ・上記の検査済証により工事が完了したことを届け出ます。 *整地資金または引当移転資金の融資を受ける場合 *整地工事または住宅の移転が完了したことも併せて届け出ます。	建築基準法に基づく検査済証(写)	<input type="checkbox"/>

工事請負業者に社名の記入および押印を依頼してください。
また、複数の業者と請負契約を締結している場合は、主要な工事を請け負った業者に依頼してください。

工事が完了したことについて、工事請負業者に確認の上、番号1または2のいずれかの方法で届け出てください。
番号1の場合は、裏面に写真を貼り付けて提出してください。
番号2の場合は、検査済証の原本を提示の上、写しを金融機関に提出してください。

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格	借入申込みを行った住宅について、原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。 * 整地資金の融資のみをご利用の場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

【確認方法】
借入申込みを行った住宅が、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。
(※) 整地資金の融資のみをご利用の場合は、この項目の確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

【確認書類等】
現地で、目でみて確認

項目 番号	内容確認欄 (いずれかにチェック)		確認項目	確認内容
	適合	不適合		
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	併用住宅の床面積	《併用住宅(※2)の場合》 ・住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 (注1) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。 (注2) 整地資金の融資のみをご利用の場合、補修工事実施後の住宅が上記内容に適合する補修工事であることを確認してください。 * 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。

【確認方法】
I. 併用住宅の確認
借入申込みを行った住宅が、併用住宅かどうかを下図を参考にして確認してください。併用住宅である場合は、IIにより床面積について確認してください。併用住宅でない場合は、IIの確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

II. 住宅部分の床面積の確認(併用住宅の場合のみ)
次の①および②を確認してください。

- 住宅部分の床面積が、全体の床面積の1/2以上であること(※1)。
- 住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

(※1) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問合せください。
(※2) 整地資金の融資のみをご利用の場合であっても、補修工事実施後の住宅が上記①および②の内容に適合する補修工事であることを確認してください。

【確認書類等】
現地で、目でみて確認

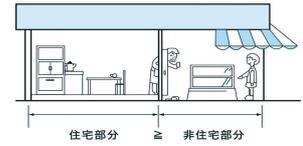


図 併用住宅の例

併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

内容を確認した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて現地で確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。